

群馬県埋蔵文化財評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 群馬県文化財保護条例施行規則（以下「規則」という。）第25条の2の規定により、群馬県埋蔵文化財評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 評価委員会は、規則第25条の2第2項の規定により、群馬県知事（以下「知事」という。）の諮問を受けた場合は、出土した文化財（以下「出土品」という。）について、文化財保護法（以下「法」という。）第105条第1項及び第3項で規定する報償金の額並びに法第107条で規定する文化財の価格に相当する金額及び群馬県文化財保護条例第45条の3第2項で規定する譲渡する出土品の金額の決定など出土品の評価を行い、答申する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員3名以上5名以内で組織する。

(任命)

第4条 知事は、出土品を評価する必要があるときは、規則第25条の2第3項の規定により、学識経験者のうちから、評価する出土品について利害関係がない者をその都度、委員に任命する。

(会議)

第5条 知事は、出土品を評価する必要があるときは、評価委員会の会議を招集することができる。

(会議の非公開等)

第6条 会議は非公開とし、知事が出土品の金額を決定するまでは、委員の氏名及び会議の内容、結果等は公表しない。

(事務の処理)

第7条 評価委員会に関する事務は、文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。